

議 会 報 告 会 議 録

平成26年11月19日（水曜日）

八 王 子 市 議 会

議 会 報 告 会 議 録

平成26年11月19日（水曜日）

出席者（9名）

議 長	小 林 信 夫
副 議 長	福 安 徹
議会運営委員長	五 間 浩
議会運営副委員長	鈴 木 玲 央
中核市移行調査特別委員長	塚 本 秀 雄
総務企画委員長	伊 藤 裕 司
厚生委員長	山 越 拓 児
文教経済委員長	中 島 正 寿
都市環境委員長	伊 藤 忠 之

[午後 7 時00分開会]

◎鈴木玲央議会運営副委員長 皆さん、こんばんは。

本日は大変お忙しい中、議会報告会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます議会運営副委員長の鈴木玲央と申します。よろしくお願いたします。

最初に、お知らせをさせていただきます。

本日は、この議会報告会の様子を写真撮影させていただきますので、あらかじめ御了承のほどよろしくお願いたします。

また、ジェイコム八王子からの取材撮影が入っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日の模様につきましては、あす11月20日木曜日夕方6時からデイリーニュースにて放映されることになっておりますので、重ねて御案内申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、議会運営委員長の五間浩より御挨拶申し上げます。

◎五間浩議会運営委員長 皆さん、こんばんは。議会運営委員長の五間浩でございます。

本日は、御多忙のところ皆様に御来場賜りましてまことにありがとうございます。

議会報告会は、本市議会といたしまして初の取り組みとなります。御来場の皆様に御協力を賜りながら、よりよい報告会にしていきたいと思いますので、よろしくお願申し上げます。

それでは、ただいまより平成26年度八王子市議会議会報告会を開会させていただきます。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 続きまして、主催者を代表して、八王子市議会議長、小林信夫より御挨拶申し上げます。

◎小林信夫議長 皆さん、こんばんは。八王子市議会議長の小林信夫でございます。

本日は、御多忙中にもかかわらず多くの方に御来場いただきましてまことにありがとうございます。

八王子市議会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、御存じのように、八王子市議会では市民の皆様身近で、より開かれた議会を目指して、本年4月に八王子市議会基本条例を施行いたしました。私どもは、これまでもさまざまな議会改革に取り組んできたところでございますけれども、この条例により、議員一同が市議会としての使命を十分に果たすとともに、市民の皆様の負託に真摯に応えることを改めて決意したところでございます。

本報告会は、この条例の規定に基づき、市民参加の機会を広げ、市民の皆様の多様な御意見を把握するための試みとして実施するものでございます。本日は、来年4月に控えました中核市への移行に向けた本市議会での取り組み、また前述いたしましたけれども、八王子市議会基本条例の制定に関する経緯、あるいはその概略について報告させていただきます。今後も市民の皆様との連携を一層密にし、私たちのふるさと八王子が活気にあふれ、明るく住みやすいまちとなるよう努力してまいります。

結びに、本日の報告会が実り多いものとなることを期待、また祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日は大変にありがとうございます。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 それでは、ここで本日の議会報告会の進め方につきまして御説明申し上げます。

この後、報告事項といたしまして、初めに中核市移行に向けた議会の取り組み、続けて議会基本条例制定に関する活動報告について、それぞれ担当の委員長より報告させていただきます。

報告終了後、一旦休憩をとらせていただきます。報告事項に対する皆様からの御質問につきましては、あらかじめ受付でお配りさせていただいておりますA5判の質問記入票に記入いただき、お受けしたい

と思います。質問記入票を休憩時間を利用して回収させていただき、内容を集約いたした後に再開後にそれぞれに回答させていただきます。

また、本日の議会報告会につきまして、アンケートを配付させていただいておりますので、お帰りの際には御提出いただきますよう御協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、壇上の議員を紹介させていただきます。小林信夫議長、福安徹副議長、伊藤裕司総務企画委員長、塚本秀雄中核市移行調査特別委員長、山越拓児厚生委員長、中島正寿文教経済委員長、伊藤忠之都市環境委員長、五間浩議会運営委員長、以上でございます。

それでは、中核市移行に向けた議会の取り組みについて報告させていただきます。

報告者は中核市移行調査特別委員会の塚本秀雄委員長です。よろしくお願いいたします。

◎塚本秀雄中核市移行調査特別委員長 改めまして、皆さん、こんばんは。ただいま御紹介いただきました中核市移行調査特別委員長を拝命させていただいております塚本でございます。本日は大変御多忙のところ、このように大勢の皆さん方に御参加していただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げますさせていただきますと思います。

それでは、着席させていただいて説明させていただきます。

それでは、今回のテーマでございます中核市移行に向けた議会の取り組みについて御報告させていただきます。

初めに、八王子市議会として特別委員会を設置した背景について申し上げます。

平成24年1月、中核市移行を公約に掲げた石森市長の就任により、行政側が移行に向けての準備を開始したことを受けまして、市議会としても中核市移行に向けての対応を協議しました。協議の中において、他の中核市の議会における移行前の対応を調査したところ、多くの議会で特別委員会を設置して調査研究していたこともあり、本市議会といたしましても、行政側の動きと並行して調査研究のための対応をすべきとの意見がありました。

想定される研究項目としては、移行に伴う財源の確認、財政への影響、東京都が独自に行っていた事務の取り扱い、職員の配備、移譲される事務の確認、条例整備の状況、市民への周知方法などの項目がありました。その結果、調査研究のための特別委員会を設置することについて、市議会定例会において議員全員の賛同を得て決定し、14名の委員を各会派から選出することになりました。

このような背景のもと、平成24年10月18日、本会議において中核市移行調査特別委員会が設置されました。付託事項を「中核市移行に関する調査研究について」とし、委員長に私、塚本秀雄、副委員長に山越拓児議員が選出され、総勢14名の委員で構成したところであります。

平成24年11月13日から特別委員会として具体的な調査研究がスタート、これまで平成26年10月7日までに合計9回にわたる委員会を開催してまいりました。この中核市移行調査特別委員会での調査研究や議案審査を踏まえ、特別委員会においても、また市議会本会議においても、全議員が中核市の指定の申し出をすることに賛成して可決いたしました。

平成25年9月26日には、都知事に対し国へ申し出ることへの同意を申し入れ、平成25年12月13日の都議会において全会一致で可決され、平成25年12月18日に都知事から同意書が交付されました。その後、平成26年3月26日、市長が総務大臣に対して直接、中核市の指定に係る申出書を手渡し、5月30日に政令が公布され、平成27年4月の中核市移行が決定いたしました。

では、そもそも中核市とはどのような制度なのかということについてでございますが、市の自治推進課が作成したパンフレットを受付でお配りしておりますので、ごらんいただきながらお聞きいただき

いと思います。

中核市とは、地方自治法により定められた大都市制度の一つで、人口規模の要件を満たした市からの申し出に基づき、国が指定を行うこととなっております。これは都市の規模能力に応じた事務配分を進めていく観点から、従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うという地方自治の理念を実現するためにつくられた制度でございます。なお、市が申し出するに当たっては、議会の議決が必要となります。

平成26年10月現在における中核市は船橋市、横須賀市、高崎市などがあり、直近では枚方市が本年4月1日に中核市へ移行し、全国で43市となっております。そして、八王子市は、平成27年4月に都内で初、全国で44番目となる中核市へ移行することが決まっております。

中核市へ移行するか否か、八王子市議会としての決定をするに当たって、主な論点となったのは、大きく分類すると、第1に、過去の中核市移行の凍結と今回の移行推進の議論との違いは何かということ。第2に、中核市になることで本市にどのような事務が移行するのかということ。

第3は、これが一番重要な論点になりますが、中核市になることでどのような効果があるのか、市民サービスへの影響はどのようなものがあるのかということでした。この論点について、行政側に市議会として説明を求め、質疑を行い、一つ一つを解決してまいりました。

まず、第1に、過去の中核市移行の凍結と今回の移行推進の議論との違いについてです。

本市では、平成10年度に中核市移行に向けた協議を東京都と行いましたが、当時は都と市の考えに大きな差があり、協議がまとまらなかったため、平成11年3月に移行が見送られた経緯があります。当時、八王子市は地方交付税が国から交付されない団体であったため、移譲される事務権限を円滑に執行するための財源の確保をどうするのかということも含め、財源についての議論が中心になされており、今回の協議内容とは大きく異なるものであったとでございます。

過去に東京都との協議が凍結した際の当時の市長の判断は、今後、財政面が好転したら考えるということでしたが、今回は財源論ではなく、財源を切り離して、移譲される権限をいかに活用することができるのかという点について重点を置いたということが行政側の見解として示されました。

財源問題について、地方交付税の変動などについても、国の施策によって変わってくることもありますが、国に対しては事務移譲に見合う独自の政策展開ができる財源を求めていくことも必要となるのではないかと疑問に対しては、現在の東京都と同等レベル以上の財源の確保を行っていくことについて、八王子市として積極的に取り組んでいきたいとの見解が示されました。

さらに、移行に伴い実質的に都の負担が軽減される金額を、八王子市からは今後三多摩のために使うように都に交渉することを求めたところ、移行後も東京都と八王子市の協議を継続する中で、三多摩格差の問題も踏まえて、しっかりと支援してもらうような議論をしていきたいとの見解が示されました。

第2の論点は、中核市になることで本市にどのような事務が移行するのかについてでした。

法令に基づき、東京都から中核市に移譲される事務の件数は、おおむね1,800件程度になるとのことでしたが、本市は既に平成19年に保健所政令市に移行しており、平成23年には景観行政団体となっていることから、既に多くの事務が東京都から移譲されております。

このため、これらを除き、今回移譲される事務の代表的なものを紹介します。

福祉・民生分野においては、保育所などの児童福祉施設や特別養護老人ホームの設置の認可、地方社会福祉審議会の設置、身体障害者手帳の交付、母子福祉資金の貸し付け、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録など、442項目。

環境分野については、ばい煙発生施設の監視指導、産業廃棄物処理施設の設置の許可、ダイオキシン類による汚染状況の調査測定など、278項目。

産業経済分野においては、特定計量器の定期検査など、41項目。

文教分野においては、都費負担による教職員の研修、重要文化財の現状変更の一部許可などの12項目。

都市計画・建設分野においては、広告物の表示、または掲出物件の設置の制限、土地区画整理組合設立の認可、開発行為の許可など、406項目。

以上、これらの項目について今回東京都からは総合計として1,222件の事務が八王子市へ移行されるとの説明が行政側からありました。

そして、第3に、中核市への移行による効果についてです。

本市が中核市に移行しますと、これまで都が行っていた事務の一部を市が直接行えるようになります。さまざまな事務を行うことによるまちの姿については、パンフレットにも一部記載がありますが、よりきめ細やかな市民サービスの提供ができるようになるとの説明が行政側からありました。

具体的な説明を求めたところ、次のような見解が示されました。

1つには、地域の特色を生かした景観づくりとして、景観の大きな要素である屋外広告物の位置や色彩などの制限を行えるようになり、建築物の外観とともに一体的な景観づくりにつなげることができます。

2つ目には、子育てしやすいまちづくりとして、保育所の設備や運営に関する基準を独自に制定できるため、よりきめ細やかな対応ができ、良好な保育環境の確保やサービスの質的向上につなげることができます。

3つ目には、高齢者に優しいまちづくりとして、特別養護老人ホームなどの施設の整備や運営に係る基準を独自に制定することで、よりきめ細やかな対応ができ、高齢者へのサービスの質的向上につなげることができます。

4つ目には、安全・安心な廃棄物の処理を行う環境づくりとして、市内で事業を行う産業廃棄物収集運搬業などの許可や指導監督を行うことができ、指導頻度をふやすことで、市民の生活環境に配慮した適切な廃棄物処理につながります。

5つ目には、自然環境と調和した安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、市内の宅地開発行為の許可や指導を行えるようになり、地域・地形に配慮したきめ細かな指導・監督が可能になり、防災に強いまちづくりにつなげていくことができます。

例えば身体障害者手帳の交付事務は、中核市に移行すると申請受付から交付までの全ての事務を行うことになり、事務処理の流れが一元化されることから、交付までの期間が短縮されるとのことでございます。

また、開発許可に関しては、東京都と比べて地域をより理解している市の職員がかかわることができるため、スピード感を持って厳格な処理が可能となり、大規模な工場などに係る立ち入りや改善命令により、住民の声に迅速に対応することができるようになるとのことでした。

さらに、保育所や特別養護老人ホームなど、施設の設備や運営の基準について、市民の目線で検査項目を追加し、必要に応じて検査を行うことができるなど、各分野においてきめ細やかなサービスが提供されるようになるとのことでございました。

このように中核市移行後、さまざまな事務が移譲されることにより、今後は市の実情を反映した条例をつくるなど、さまざまなルールづくりが可能になり、市民参加の機会が拡大することが期待できます。

条例の策定の際には、パブリックコメントの手续や説明会、審議会への参加など、さまざまな手法を通じて、皆様の声を伺い作成していくことになり、中核市になることで市の自立性がさらに高まり、本市が目指す「活力ある魅力あふれるまちづくり」をより一層進めていくことが可能となります。

以上のような論点を中心とした審議を経て、平成27年4月に中核市に移行することが正式に決定しました。

これを受けて、本年9月に開催された市議会第3回定例会では、中核市移行への準備が本格化し、総務企画委員会で4条例、都市環境委員会で4条例、厚生委員会で31条例と多くの条例に関する審議が行われました。

本日お配りした市議会だよりにも審議の概要と主なやりとりについて掲載されておりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

以上のように、中核市への移行は、加速する地方分権の流れの中で八王子市が独自に決めることのできる範囲、いわゆる裁量を一層拡大させるものであり、今まさに市の行政能力が問われております。市が行政裁量の拡大を図り、市民意思の着実な実現を目指していくことは、多摩地域最大の規模を持つ本市としては、その中核的役割を担う多摩のリーディングシティとしての使命であると考えられます。

そのためには、積極的に権限の移譲を求め、みずからの判断と責任に基づくまちづくりを実践する先駆的な存在として姿勢を明確に示していくことが必要であるとの認識に立ち、その手段として、中核市制度を活用し、分権時代をリードする自治体としての基盤を整えることを市が選択し、八王子市議会も全議員がそれに賛同したわけであります。

しかし、委員会の中では、中核市の移行に当たって市民サービスの後退を招くことは避けなければいけないとする意見や、一時保護所の設置や高度な専門性を持つ職員の育成など、さまざまな課題はあるが、将来的には児童相談所を設置するなど権限を拡大して、生活の困難な子どもたちが行政の支援を受けられるまちづくりを目指していくべきとする意見もありました。

八王子市議会では、今後も引き続き中核市移行に関する市民の皆様への周知の取り組みやサービスを実行する組織体制や職員研修の実施による意識づけなど、移行に向けた準備について、市民の皆様が目線に立った議論を深めるとともに、中核市移行後も制度を生かしたワンランク上のまちづくりを目指す市とともに全力を挙げてまいる所存でございます。

以上をもちまして、私からの報告を終わります。ありがとうございました。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 ただいまの中核市に関する質問につきましては、お手元にオレンジ色の質問票がございますので、そちらにお書きいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議会基本条例制定に関する活動報告につきまして報告させていただきます。

報告者は元議会基本条例策定特別委員会の委員長である総務企画委員会の伊藤裕司委員長です。それでは、よろしくお願いいたします。

◎伊藤裕司総務企画委員長 皆さん、こんばんは。ようこそお越しいただきました。ただいま御紹介いただきました元議会基本条例策定特別委員会の委員長を務めておりました伊藤裕司でございます。現在は総務企画委員会の委員長を務めさせていただいております。本日は、八王子市議会初の議会報告会ということで、議会基本条例制定に関する活動報告についてお話をさせていただきます。

それでは、着席して説明させていただきます。

八王子市議会基本条例は、昨年9月の第3回定例会において議員全員の賛同を得て可決され、本年4月1日に施行されました。施行から現在まで条例に明記されている本会議における一問一答方式や委

員間討議が行われるなど、新しいことに取り組んでまいりました。このように多様な形式での質問や討議が可能となったことで、これまで以上に充実した審議が可能となってきたと感じております。

また、本条例の第4条には、受付で配りましたけれども、ちょっと細かい字ですが、裏表の1枚ものの資料ですけれども、本条例の第4条には、市民参加や市民意見の把握のため、議会の活動を市民に報告する機会や意見を交換する機会を設けることが明記されております。本日の議会報告会は、この条項の規定に沿って、議会基本条例制定後、初めて開催されるものであります。

それでは、私から議会基本条例の制定するに至った経緯と条例の概略について御説明いたします。

まず、議会基本条例とは何かということから説明いたしますと、この条例を全国で初めて策定したのは北海道にある栗山町という町の議会でありました。これが平成18年でありました。今から8年前であります。

それまでは、どこの市町村議会も、議会運営については会議規則に基づき運営されておりました。栗山町の議会基本条例が世間から脚光を浴びた理由は、従来とは異なり、議会運営を体系的、総合的に条例で規定しているからです。それは住民と歩む議会であり、議員同士が討議する議会であり、執行機関と切磋琢磨する議会を目指したものであったからであります。その後、議会基本条例の制定の機運は全国に広がり、現在では500以上の市町村議会において制定されている状況であります。

それでは、話を本市議会のことに戻させていただきます。

まず、今回議会基本条例を制定するに至った経緯について御説明いたします。

八王子議会は、条例制定以前にもさまざまな議会改革に取り組んでまいりました。本会議のインターネット中継の実施、議員発議による八王子市政治倫理条例の制定など、多くの議会改革が行われてまいりました。地方分権時代を迎え、地方公共団体の自主性や自立性が拡大することで、議決機関としての議会に求められる責任も大きくなっております。市長と議員は、住民による直接選挙で選ばれてまいります。この二元代表制のもとで、それぞれが市民の負託に応える責任を持ってまいります。

議会は合議制の機関として、執行機関である市の事務執行を監視し、議会独自で政策立案や政策提言を行い、市民に開かれた透明性の高い議会運営を行うことで、二元代表制における議会の役割を最大限発揮していかなくてはなりません。当時、市民から「議会は何をしているところなのか」と聞かれたときに「はっきりと明文化されたものを示すものがない」との意見が一部の議員からあったことも、条例策定のきっかけになりました。

このような認識のもと、平成21年6月、当時の市川潔史議長が就任挨拶の際、議会基本条例の制定について言及されました。平成22年4月、議長の諮問により設置された議会基本条例等検討会が合計11回の検討を重ね、翌年3月、報告書が提出されました。

さらに、平成23年6月には議会基本条例を全会一致をもって制定したいとの水野淳前議長の就任挨拶を契機として、同年10月に議長の諮問を受けて、議会基本条例素案準備会が設置されました。準備会では、計16回の会議を経て、昨年1月に素案の答申を行いました。素案の作成に当たっては、各委員の考え方が必ずしも一致していないことから調整に多くの時間を要しましたが、それぞれの委員が積極的な議論を通してお互いに歩み寄りながら、条例の素案を作成しました。

そして、昨年2月に議会基本条例策定特別委員会が設置され、素案をもとに条例案の策定を行うことや逐条解説の作成について議論しました。逐条解説の作成に当たり、委員4名から成る3つのワーキンググループを設置し、それ以降、グループの話し合いと委員会での全体の話し合いを重ねてまいりました。

また、一方では、パブリックコメントや市民との意見交換会、専門家との検討会を行うなど、市民の意見や専門家の意見を取り入れるべく努力してまいりました。パブリックコメントでは、22名の方から70件の御意見をいただき、多くの課題を提起していただきました。特に第2章の市民との関係を規定した条文や第4章の議会の運営及び体制の中で会派についての意見を多数いただきました。これらに対し市民意見を把握する一つとして、請願提出者の発言機会の重要性を認識していること、また陳情の審査機会の拡大を検討していくことなどについて回答いたしました。

また、素案についての市民と議会との意見交換会には、平日の夜にもかかわらず、121名の方に参加していただきました。この意見交換会においても参加者から40件もの質問、御意見をいただき、それに対し委員が八王子市議会としての考えを丁寧に説明いたしました。専門家との検討会も開催し、財団法人地域開発研究所の先生をお招きして、素案に対する評価、講評をいただきました。

こうした3つのプロセスにおいていただいた貴重な御意見については、委員間で話し合いを重ね、条例案に反映させていただいたものもあります。

以上が議会基本条例を策定するに至った経緯であります。

次に、議会基本条例の概要を説明させていただきます。

本条例は、前文から始まり、第1章「総則」から第6章「最高規範性及び見直し手続」までの全21条で構成されております。

第2章「市民との関係」においては、議会と市民との関係で具体化すべき事項について定めております。特に第4条では、今回の議会報告会のような市民参加や市民意見の把握のため、議会の活動を市民に報告する機会や意見を交換する機会を設けること、またパブリックコメントやアンケート調査を実施するなど、多くの市民の声を聴取する手段を明記するとともに、請願などを市民による政策提言として審査することとしております。

なお、請願については、4月1日施行後、まだ提出がありませんが、条例策定に際し市民の皆様からのパブリックコメントで多くの方から「請願者が直接委員会で発言できるようにしてほしい」との御意見をいただきましたので、現在では申し出があれば、委員会に諮って、委員会の休憩中に発言することができるようになっております。

また、第3章や4章においては、本会議や委員会において、一つの事項について深く掘り下げられるよう一問一答方式を含む多様な質問の方式をとることができることや、委員会において論点、総点を明確にするため、委員同士で討議する機会を設けることができるとしております。一問一答方式については、6月の第2回定例会から一般質問に導入され、これまで実施していた議員が幾つかの質問を一括して質問して、市側がまとめて答弁する方法に加えまして、1回目を一括で質問を行い、2回目以降を一問一答方式で行う方法、全ての質問を一問一答方式で実施する方法の3種類の方法から選択することができるようになりました。

一問一答方式の選択状況については、6月の第2回定例会において、一般質問の通告者26名中17名の議員が選択し、9月の第3回定例会では、21名中12名の議員が選択しております。まだスタートしたばかりでありますので、議員も市側も試行錯誤しながら実施しておりますが、今後、回を重ねるごとにスムーズな運営ができるであろうと期待しております。

また、委員会で実施できる委員間討議については、一問一答と同じく、6月の第2回定例会から導入され、実際に都市環境委員会で実施されております。このときは4人の委員が参加し、一つの案件について、お互いの考えを発言したりして、議論を深めることができたと思っております。

さらに、委員同士が議論することにより、案件に対するどの部分が重要な論点となっているかが、聞いていた者に理解することができたと思っております。このように新たな手法の導入によって、より充実した審議の実現に寄与していると考えております。

また、第6章「最高規範性及び見直し手続」においては、第19条で本条例を八王子市議会の最高規範に位置づけて運用を図るものと規定し、第20条にありますとおり、本条例制定後に適切に運用され、目的が達成されているかの検証を議会内部だけではなく、市民や有識者等の意見を聴取した上で行う見直し規定について明記しております。

以上のように本条例を制定することで、八王子市議会及び議員の活動原則、議会と市民との関係、議会と市長、そのほか執行機関との関係を明らかにすることで、市民の負託に真摯に応えようとするものであります。

これまで述べてきたとおり、今回の条例制定を契機に、議会運営の制度面と議員一人一人の精神面においてプラスの方向へ大きな変化が生じてきております。八王子市議会といたしましては、本条例制定をスタートとし、二代表制の一翼を担う議会の役割を果たし、中核市にふさわしい議会となるよう今後も議員各人の自己研さんと議会運営における透明性の拡大や市民参加の促進を進め、議会の政策立案能力と執行機関の監視機能の向上に寄与する改革を進めていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 以上で報告が終了いたしましたので、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

なお、本日、八王子市手話通訳協力者の会からお二人に御協力いただいていることを改めて報告させていただきます。

御質問のある方は、質問記入票に記入して、会場のスタッフにお渡しいただきたいと思います。なお、質問票は、中核市に関してがオレンジ色、議会基本条例に関しては黄色となっております。質問は全てこの用紙により受けさせていただきますので、記入漏れのないように御注意願います。なお、御記入の際は、集約の都合上、1つの御質問につき1枚の用紙を御利用いただきますようお願い申し上げます。用紙の足りない方は、会場におりますお近くのスタッフにお声かけをお願いいたします。

それでは、20時から開始とさせていただきますので、一旦休憩を入れさせていただきます。よろしくお願いたします。

[午後7時42分休憩]

[午後8時02分再開]

◎鈴木玲央議会運営副委員長 それでは、これより再開させていただきます。

休憩の間に御参加の皆様方から大変多くの御質問をいただき、まことにありがとうございます。これより皆様方からいただきました御質問の中から、本来であれば全てお答えしたいところではございますけれども、時間の関係上、抜粋させていただいて、大変申しわけございませんけれども、順次回答させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、中核市に関しまして、それぞれの担当の委員長からお答えをよろしくお願いたします。

◎塚本秀雄中核市移行調査特別委員長 それでは、私のほうから中核市移行についての御質問をいただいた件につきまして御答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、1,222もの事務を市が担うに当たり、職員の数が必要になると思いますが、財源の見通しについてはどうかという、そういった御質問でございます。職員は65名ふえる予定になっておりますが、財源の問題につきましては、交付税で対応すると、こういうことになっております。

次に、中核市になって懸念されるデメリットは何か、デメリットになりそうなことはありますかという御質問でございますけれども、中核市の権限を最大限に利用して、八王子まちづくりを進めていこうという、そういう強い意思を持っておりまして、今の時点でのデメリットについては想定しておりません。

財源の問題について多くの御質問をいただいておりますが、それらについては交付税対応になっております。（「37億4,000万円ふえるということをちゃんと市民の皆さんに知らせるべきですよ」と呼ぶ者あり）それは交付税で対応されますので、市民税、八王子市の財源をそれに充てるということではございません。

それと、こういう問題も多く質問がありましたが、中核市の次に政令市を考えているのかという、そういった御質問でございますが、これは議会でも市長が答弁されておりますが、今のところ考えておりません。

私のほうからは以上でございます。

◎福安徹副議長 では、次に私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず、中核市移行直後に統一地方選挙が行われるけれども、移行された事務を遂行するに当たり、この影響を受けることはないかという御質問ですけれども、今のところ特に中核市になってからということで選挙をやっても、特に私どもでは影響があるとは考えておりません。

それから、中核市になることで、今まで以上に大規模開発が進むのではないかという御質問をいただきました。今まで宅地造成であるとか、大規模開発の許可権者は東京都でございましたけれども、これから八王子市になることで、より八王子市で、今まで東京都では許可されなかったものが八王子市になったからどんどん大規模開発が許可されるかという御心配だと思っておりますけれども、そういうことは全くなくて、基本的には東京都がやってきた対応を継続してやるんですけれども、八王子市がやることによって、市内により詳しいですから、市内の地形や地域に適した開発の許可、また指導ができる、そのように考えています。

それから、中核市移行に伴って、市民参加の機会がふえる、それはどちらかという議会側でなくて、行政側、市側のほうが多いのではないかと思うけれども、それでは市議会側はどうするんだ、そんな御質問をいただきましたけれども、基本的に八王子市議会も今まで中核市移行に関して、これまでもさまざま他市の先例市のことも勉強してまいりましたし、みんなで検証をいろいろやったりしてきましたけれども、おっしゃるとおりこれから権限移譲に伴って、さまざまな専門的な分野が拡大してまいります。ですから、我々議会としても、地方自治体の意思決定機関として、それぞれ議員がより一層自己研さんに励んで、市民の負託に応えるような専門的な知識の勉強も、これからさらに市政の監視者として頑張っていかなければいけない、そんな共通認識を持っているところでございます。

私のほうからは以上です。

◎伊藤裕司総務企画委員長 続いて、総務企画委員会宛てに質問ということであります。どういう内容かといいますと、「八王子市の業務増加に伴い、業者への発注事業もふえることが考えられるが、市内の業者への優先的発注について具体的な考えはあるのか。これまでは市内の業者に見積もり、仕様書を作成させて、市外の業者に発注する事案があったはず。このような事案の是正を望むものです」、こう

いう御質問でございました。

市内業者への優先的発注でございますけれども、今現在も市内業者育成という立場から優先的発注はやっております。後段の「市内業者に見積もり、仕様書を作成させて、市外の業者に発注する事案があった」と、これについては私、承知しておりません。こういうことがないようにと思っておりますけれども、中核市とは関係なく、市内業者育成のために今後も優先的に発注するという方向でございます。

◎山越拓児厚生委員長 厚生委員長の山越です。

私が委員長を務める委員会に関連する御質問といたしまして、「介護保険制度が来年変わるが、八王子は中核都市としてどのように対応していくのか。具体的に要支援、要介護の方の施設をふやすのか」との御質問をいただきました。

この問題は、まさに現在、市議会でもさまざまな議論をしている最中です。国の制度改定にどう対応するのかというのがまさにこれからです。第6期介護保険事業計画の策定委員会も開かれておりまして、行政側としても、まだ最終的な素案を示されていない段階です。地域包括支援センターの数をどうするのかとか、特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設をふやすのか、ふやすとしたらどれくらいふやすのかというのがこれからの議論になってまいります。

中核市移行との関連でいいますと、現在は介護保険事業計画策定委員会として議論している内容、あるいは介護保険運営協議会として議論してきた内容が、中核市移行に伴い新たに設置される社会福祉審議会高齢者福祉専門部会で議論されていくことに体制が変わっていくということになっております。議会及び介護保険事業計画策定委員会が示した素案などへのパブリックコメントも今後予定されておりますので、皆さん御意見をどんどん出していただけたらと思います。

私からは以上です。

◎伊藤忠之都市環境委員長 都市環境委員長の伊藤忠之と申します。委員長をさせていただいておりますので、お答えしたいと思います。

中核市の移行について質問をいただきました。産廃の事務が八王子におりてきて、産廃のことについて質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

「八王子におりてきますとどのようなことが起こるのか、よいこと、懸念されること」と書いてありますけれども、中核市になりますと、産業廃棄物に係る権限として、廃棄物処理施設設置許可や排出者の指導も含めて、東京都から移譲されます。直接市が事業者に指導できるようになり、東京都が行うよりも近くの役所が今まで以上にきめ細かく繰り返し指導ができるため、そういったことがよいことではないかと思えます。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 ただいま中核市移行につきまして、それぞれ御答弁させていただきました。

続きまして、議会基本条例の御質問に対してお答えさせていただきたいと思えます。

初めに、小林信夫議長より順次お答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎小林信夫議長 それでは、私のほうから基本条例に関連するものと思われることについて御返事を申し上げます。

まず、基本条例そのものという御質問ではありませんけれども、政務活動費について八王子市議会はどう運用しているのか、またそれと同じような内容でありますけれども、政務活動費の交付は税金の無駄遣いとならないような厳格な規定を定めて行っているのか、また使途を調査できる体制になっているのかということでございます。

これにつきましては、まず八王子の市議会議員の政務活動費、月額6万円となっております。これは会派に支給されて、その中で個人でも使える、そういう形になっておりますけども、使い方については、規則をつくっておりますので、規則のとおり、基準のとおり運用しているということでありまして、また全ての内訳については、領収書の添付を義務づけております。また、これらの領収書を含めた内容については、情報公開の手続をしていただければ、どなたでも全て見ることはできます。こういう形になっております。

もう1点、これも基本条例そのものの御質問ではないと思っておりますけども、確かに条例の第2条には、議員の、あるいは議会の大きな役割の一つとして、第2条第1項ですね、市長その他の執行機関の事務の執行について監視することというふうな文言がありますから、これは議員の大事な仕事であるわけですが、それについて、市議の半分ぐらいの人は監視する能力に欠ける、条例で決めても監視する能力がない議員がどう対処するのか、こういう御意見といたしますか、質問だと思っておりますけども、実際に監視する能力について、私たちは公にこういう能力があるんだよ、こういう能力が必要だ、そうしたレベル分けをして判定する基準は私も持っていませんし、議会としてもそういうものはございません。

多くのさまざまな方が選挙を通じて議員となられるわけですから、さまざまなこれまでの人生背景があり、考え方もさまざまだと思いますので、一概に監視する能力があるかないということは私は判定できないと思っておりますが、ただ監視するということの責任、あるいはそうした義務を果たすために努力していく、あるいはそうしたものを判断するための能力をみずから培っていくということは議員として当然の責務だと思いますので、この御質問についての答えとなっているかどうかわかりませんが、こうしたものを議会基本条例の中で文言としてうたった以上は、それを実現するために努力する義務が各議員にあるということは間違いのないことだと思います。

◎五間浩議会運営委員長 それでは、続いて私のほうから議会基本条例に関連しての御質問に対しましてお答えさせていただきたいと思っております。

議会におけるインターネット中継の状況ということまでいただいております。読ませていただきますと、御質問は「八王子市議会の会議は原則公開ということですが、全ての会議がインターネット中継されているわけではありません。八王子は広いので、市役所には行けない人も、家で見られるようにインターネット中継を広げてほしいが、見通しはいかがでしょうか」という、そういう趣旨の御質問でございます。

ただいま八王子市議会につきましては、全員が一堂に会する形で行います本会議については、御質問にありますとおりで、インターネット中継を行っております。インターネット中継については、特に八王子市議会のホームページをごらんいただければおわかりになると思っておりますけれども、インターネット生中継とインターネット中継を生かす形でアーカイブというのですが、録画して保存されるようになっております。発言したときからおおむね4年間、これが録画されて保存されているということになります。

ですから、御質問のように、そのときに本会議場でその場で議事を傍聴されることも可能なんですけれども、後日、家で録画も今は見れるようになっておまして、そういう形で今インターネット中継についても可能性をしっかりと活用しながら、議会の中でも使わせていただいているという状況がございます。

御質問の趣旨は、会議は原則公開であるということ、そしてまた議会基本条例が目指します開かれた議会、これをさらに広げていくということについては、インターネット中継の今後の利用拡大という視

点はその中にももちろん入ってくるのかなど、そのように思います。

現在、議会運営委員会では、4月に八王子市議会基本条例が施行されたことを受けまして、議会運営委員会のメンバーを中心に施行後の実際の運営ルールについて議論して、実践に結びつけているという状態です。議会運営委員会の皆さんの御意見の中にも、インターネット中継を本会議だけではなく、議会には常任委員会が4つあります。そしてまた、特別委員会も4つありまして、今は中核市移行調査特別委員会がありますので、特別委員会は5つということになりますけれども、そうした委員会の審査にもインターネット中継を適用させて、そちらのほうもという御意見もごございます。

議会運営委員会といたしましては、インターネット中継の今後の方向性につきましても、現在さまざま試行実施しているという状況もごございますので、他の議会基本条例の施行に伴う運営、これをしっかりと定着させて、そしてまた今後改選もあるわけですけれども、一定の時期を捉える中で検証させていただいて、そして皆さんの御意見、議員や各党派の御意見を取りまとめる形で、一つ一つ議会基本条例が目指す姿をしっかりと追求してまいりたいと、そのように思っております。

その意味では御質問についてはまさにおっしゃるとおりでして、市域が広くて、市役所に行けなかったとしても、なるべく議会の審議を皆様が御自宅でごらんいただけるような一つの大事なツールだと思いますので、インターネット中継の利用がさらに広がっていくような、そういう議論をしてまいりたいと思いますので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

◎山越拓児厚生委員長 議会基本条例に関連して御質問をいただきました。委員会で懇談会を行った事例を教えてください。第11条の3の規定によるものということでの御質問でした。

委員会における懇談会として、厚生委員会ではこの間、民生児童委員の皆さんとの懇談会、社会福祉法人の代表者のグループの皆さんとの懇談会などを行い、情報交換、意見交換を行ってまいりました。これらはそれぞれの団体からの申し出を受けて、先方からの資料提供を受けて、意見交換を行ったところでございます。

このほかにも各常任委員会、あるいは特別委員会において、所管事項の調査、意見聴取などを目的に、例えば文教経済委員会では学校図書館をつくる会の皆さん、あるいは教育委員の皆さんとの懇談会が行われたと聞いておりますし、またニュータウン対策特別委員会では、調査目的にあわせて、東京都住宅供給公社との意見交換会を行いました。今後も申し出がありましたら積極的に対応していきたいと考えております。

◎伊藤忠之都市環境委員長 議会基本条例について質問が1問ございましたので、お答えしたいと思います。私の都市環境委員会の中で委員間討議が1件ございましたので、お答えしたいと思います。

質問のほうは、「委員間討議と書かれておりますが、実際にどのような話し合いが出されているのか、また何か成果が出ているのか」という質問でございましてけれども、今までこの委員会では、賛成する人、反対する人おったわけでございましてけれども、例えば反対する方が賛成する人の意見を聞くことがまずなかった、そういう場がなかったこと、そしてそれについて話し合いすることがなかったため、例えば反対する方は賛成する方に質問して、こういうことで賛成するんだという相手の気持ちといいますか、議論をそこで深めることで、相手の気持ちがわかった、そういったことであると思います。

◎伊藤裕司総務企画委員長 それでは、私のほうから、御質問がありました。読み上げます。「北海道の栗山町の効果により、議会改革が進行しているように見えるが、それはコピー効果とも言える。本市、八王子市にあってもしかりでしょう。今後、独自の手法でもあれば、この場で開示してください」とい

う御質問です。

率直に申し上げまして、議会報告会も八王子市議会としては初めての試みでございます。これは第4条に規定しております。

それから、2つ目には、第7条に多様な質問ができるように一問一答方式等々、3つの質問方式が選べるようになります。

3つ目に、第11条で先ほど伊藤忠之委員長が言われた委員間討議ができます。

それから、4つ目に、第20条の見直しによりますと、この条例の見直し、手続については、議会内部だけではなくて、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うとしております。

このようところが特筆するところではないかと思っております。いずれにいたしましても、初めての試みで試行錯誤しながら、議会改革に進んでいけるよう努力していきたいと思っております。

◎小林信夫議長 若干時間がありますので、私のほうから追加でお話をしたいと思います。

今、伊藤裕司議員のほうからお話があった栗山町のコピーじゃないかという話ですが、条例の内容としたら当然コピーの部分もあるわけでございますが、コピーであろうと、何であろうと、いいものはどんどん取り入れていきたいという、そういう発想もございます。なおかつ見直しの中で八王子独自のものがこれからつくっていけるのであれば、そういう努力はしていきたいと考えております。

それから、若干しか時間がないので、質問というよりも、御意見にも近いのですが、議会報告会そのものについて、もっと小さな単位で開催したほうが身近でいいのではないかという御意見、あるいは定期的に開催してもらいたいという御希望がありました。私たちもその点についてはいろんな議論をしまして、例えば開催方法についても、規模をどうするか、例えば4つの常任委員会があれば、4常任委員会ごとにできるのではないかとか、さまざまな議論を今重ねております。何らかの形で具体的な議論を煮詰めて、また新たな形が必要となれば、御提示したいと思います。

小さな単位というお話については、お気持ちはよくわかりますけども、小さな単位の中で伺いたい話というのは、もしかしたらそれは議員個人の政策、あるいは実績についての話かもしれません。そうなった場合、議会の名前で議会総体として開催するには余りふさわしくないのかなというふうに感じております。

いろんな御意見もございまして、時間がないんですけども、きょうさまざまな御意見、それについて十分答えられなかった部分があると思いますが、何らかの方法で皆さんにお返事したいと考えております。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 本日まだまだ多くの御質問をいただいておりますとお答えさせていただきたいところではございますけれども、時間の関係上、回答のほうは以上で終了させていただきたいと思っております。

なお、本日の議会報告会につきまして、お手元にアンケートを配付させていただいております。出口付近で回収させていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、八王子市議会副議長の福安徹より御挨拶申し上げます。

◎福安徹副議長 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日は多くの皆様に本市初めての議会報告会に御参加を賜りありがとうございました。何分初めてのことでございまして、皆様におかれましては、さまざまな御意見、御要望あろうかと思っておりますけれども、どうぞお手元のアンケート用紙にお書き込みいただき、私どもも皆さんのアンケートの御要望、御意見をきちんと賜って、よりよい議会報告会を目指してこれからも活動してまいりたいと思っております。

引き続き八王子市議会に対しまして皆様方の御協力を重ねてお願い申し上げまして、私から御礼の御挨拶としたいと思います。きょうは本当にありがとうございました。

◎鈴木玲央議会運営副委員長 以上をもちまして、議会報告会を終了とさせていただきます。

長時間にわたりまして皆様方の御協力まことにありがとうございました。お帰りの際には、お忘れ物のないように十分にお手元お気をつけいただきまして、お帰りくださいますようお願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

[午後 8 時30分閉会]